

滋賀県立守山養護学校
ネットフェンス修繕業務

入札説明書

令和7年8月

滋賀県立守山養護学校

入 札 説 明 書

この入札説明書は、本件業務に係る入札公告による契約に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）および滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）により、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 入札に付する事項

- (1) 業務名：滋賀県立守山養護学校ネットフェンス修繕業務
- (2) 業務の内容：仕様書および添付書面による。
- (3) 業務期間：契約締結日から令和7年12月22日まで
- (4) 業務場所：滋賀県守山市守山五丁目6-20 滋賀県立守山養護学校

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県建設工事等入札参加停止基準の規定による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県建設工事等入札参加資格者名簿に登録されている者で、次に掲げるすべての要件を満たす者であること
 - ・登録業種：建築一式工事
 - ・対応許可区分：建築一式工事
 - ・地域要件：滋賀県内に主たる営業所を有する者

3 入札参加資格の確認

開札後、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって入札を行った者についてのみに入札公告で示した参加資格を有しているかどうかの確認を行う。

4 契約条項等を示す場所および期間等

- (1) 契約条項等を示す場所および問い合わせ先
滋賀県立守山養護学校事務室 〒524-0022 滋賀県守山市守山五丁目6-20
TEL：077-583-5857 FAX：077-583-7543 Mail：mb56@pref.shiga.lg.jp
- (2) 契約条項を示す期間
令和7年8月25日（月）から令和7年9月11日（木）まで（土曜日および日曜日を除く。）の9時00分から17時00分まで（ただし、9月11日は12時00分まで）
- (3) 入札説明書等の交付方法
入札説明書等については、滋賀県ホームページ内の「事業者の方→入札・売却・指定管理→公告一覧（物品・委託・役務）」における当該公告の添付ファイルをダウンロードすることにより取得すること。郵送等による交付は実施していない。

5 入札説明会の日時および場所

入札説明会は行わない。

ただし、入札に当たっては、入札書受領期限の前日までに、必ず現地確認を行うこと。

なお、現地確認については事前に4(1)に示す問い合わせ先に連絡し、担当者と日程調整を行うこと。

6 入札書の受領期限および提出先

(1) 受領期限

令和7年9月11日（木）12時00分

(2) 場 所

滋賀県立守山養護学校事務室 滋賀県守山市守山五丁目6-20

7 開札の日時および場所

(1) 日 時

令和7年9月11日（木）13時30分

(2) 場 所

滋賀県立守山養護学校事務室 滋賀県守山市守山五丁目6-20

8 入札および開札

(1) 入札参加者またはその代理人は、仕様書および契約書（案）を熟覧のうえ入札しなければならない。

(2) 入札書および入札書に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。

(3) 入札参加者またはその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書を封筒に入れ、封筒の表に「入札書」と朱書きし、件名を併記すること。

ア 入札金額

イ 業務名

ウ 履行場所

エ 入札保証金

オ 日付

カ 入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称または商号および代表者の氏名）および押印（外国人の署名を含む。以下同じ）

ただし、代理人に入札を委任している場合にあっては、入札書への入札参加者本人の押印を要しない。

キ 代理人が入札する場合は、委任状を添えたうえで当該代理人の住所、氏名および押印（必ず委任状の受任者欄に記載された住所、氏名、印とすること。）

(4) 入札書は、6(2)に示す場所に、6(1)に示す期限までに郵送または持参により提出するものとし、郵送により提出する場合は、書留（一般書留、簡易書留）で送付すること。郵送による入札の場合、入札書に記載する入札日は、公告日から（再度の入札以降は前回入札の開札日から）入札書受領期限までの日付を記入すること。

(5) 入札参加者またはその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合（入札金額の訂正はできない。）は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。

(6) 入札参加者またはその代理人は、その提出した入札書の書換え、引換えまたは撤回をすることができない。

9 質問および回答の方法等

(1) 質問方法

質問票（様式は任意）に質問内容を記入し、電子メールまたはFAXにより4(1)に示す場所へ提出すること。なお、質問票を提出した場合は、必ずその旨を電話で連絡すること。

(2) 質問期限

令和7年9月2日（火）12時00分

(3) 回答方法

質問票の提出のあった者へ電子メールまたはFAXで回答するとともに、現地確認を行った者および現地確認を行う旨連絡のあった者へ電子メールまたはFAXで質問および回答の内容を送付する。

(4) 回答期日

令和7年9月5日（金）17時00分を目途に回答する。

10 保証金

(1) 入札保証金

入札保証金の納付については、免除する。

(2) 契約保証金

契約保証金の納付については、免除する。

11 最低制限価格

最低制限価格は設けない。

12 契約書作成の要否

要

13 契約条項

別添契約書（案）のとおり。

14 支払条件

前金払および部分払は行わない。

15 落札者の決定

(1) 滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者となるべき同価の入札をした者が二人以上ある時は、くじにて落札者を決定する。

なお、落札となるべき同価の入札をした者はくじを辞退することができない。

(4) 落札者は、原則として落札決定の日以後速やかに契約書を契約担当者に提出しなければならない。

16 再度入札

(1) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がない場合は、ただちに再度の入札を行

うことがある。

(2) 入札をしなかった者、失格となった者または無効の入札をした者は再度の入札に参加することができない。

(3) 再度の入札に付して落札者がいない場合は、随意契約の協議に移行することがある。

17 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

(1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札

(2) 虚偽の申請を行った者のした入札

18 その他

(1) 入札参加者またはその代理人が本入札に関して要した費用については、すべて当該入札参加者またはその代理人が負担するものとする。